

西予土木事務所圏域における「流域治水」の取り組み

洪水、雨水出水、津波、高潮の水災害に対して、各種施設整備や住民の避難支援対策に取り組んできたところであるが、近年の気候変動の影響による水災害リスクの増大に備え、大規模氾濫に関する減災対策協議会では、水災害からの“逃げ遅れゼロ”に加え「自然と文化と人が輝く交流のまち」を目指して、流域のあらゆる関係者が協働し、多様な防災・減災対策を講ずる「流域治水」に取り組む。

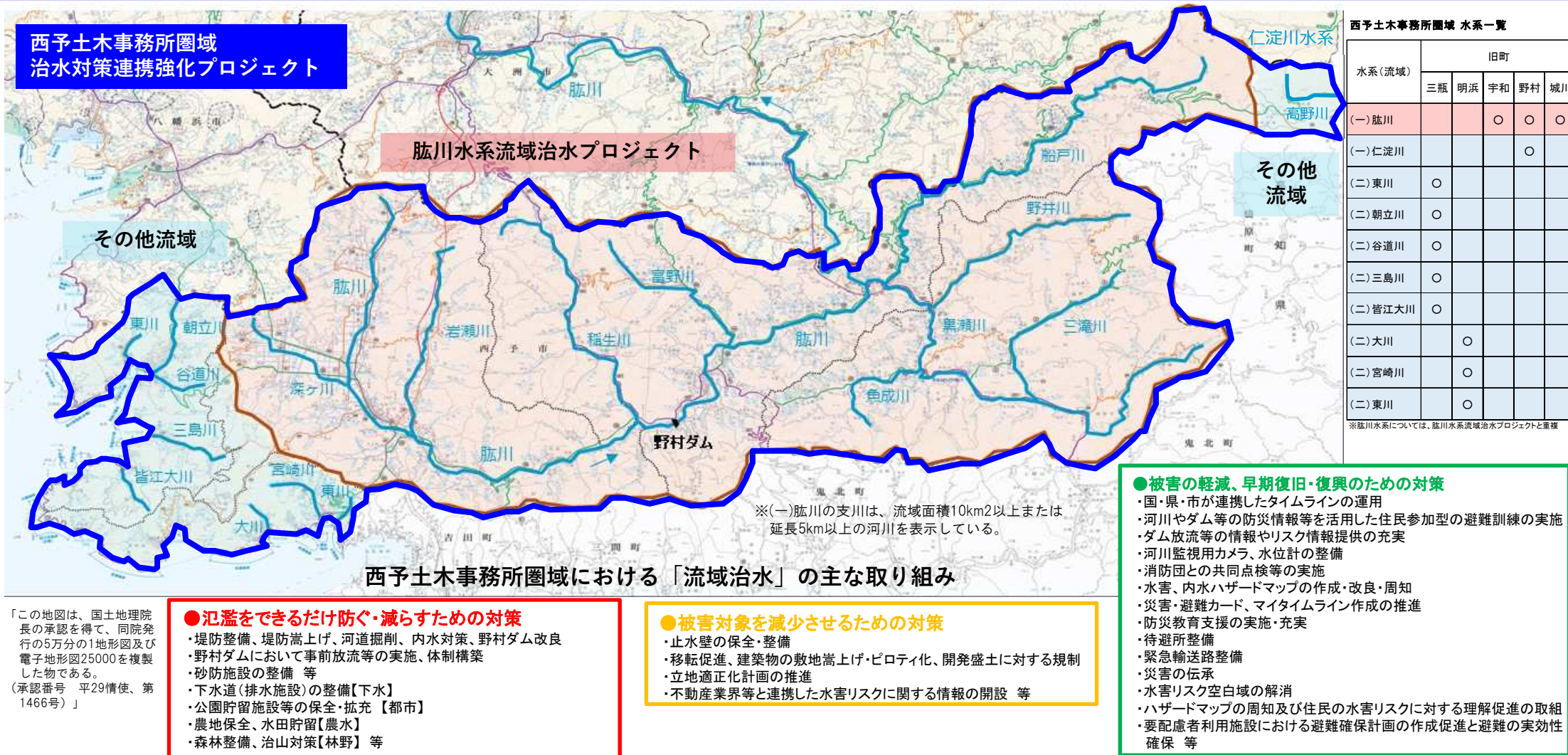
西予土木事務所圏域における流域治水の取組方針

①圏域治水対策連携強化プロジェクト・・・管内の全流域

●流域全体において「流域治水」の考え方を取り入れながら、関係機関の連携による河川・流域での対策や緊急的な対応に加え、地域と一体となった防災・減災対策に取り組む。

②流域治水プロジェクト・・・肱川水系流域治水プロジェクト

●大規模氾濫等により、地域の住民生活や経済活動に甚大な被害の発生が想定されることから、個別の流域治水プロジェクトを策定し、流域特性に応じた「流域治水対策」に取り組む。



西予土木事務所圏域治水対策連携強化プロジェクト【対策内容】

～ 西予土木事務所圏域の自然・文化・人を守る防災・減災の推進 ～

○ 圏域全体において「流域治水」の考え方を取り入れながら、関係機関の連携による河川・流域での対策や緊急的な対応に加え、地域と一体となり自然・文化・人を守る防災・減災に取り組む。

① 河川、下水、海岸、砂防、治山等に関わる機関の連携強化（事業間連携など）による相乗効果を起こす。

② 地域の防災機能の強化や住民・地域・企業、まち全体で減災対策に取り組むなど、地域と連携する。

<西予土木事務所 圏域治水対策連携強化プロジェクト>

<流域治水プロジェクト>

■ 肱川水系

